

キャンピングカー相乗りマッチングサービスに関する実証

申請者

Carstay株式会社

認定日等

申請：2023年11月17日

主務大臣

国土交通大臣【規制所管・事業所管】

認定：2023年12月27日

実証目的

- 道路運送法上、自家用自動車を有償の運送の用に供する場合や、旅客自動車運送事業（他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業）を経営する場合は、国土交通大臣の登録又は許可を受ける必要がある。
- 本実証においては、キャンピングカーを運転したい運転者と、他者が運転するキャンピングカーを利用（同乗）したい同行者のマッチングサービスを提供する。同サービスにおいては、任意であることを明示した上で、同行者が運転者に対して謝礼を支払う際の参考として、サービス画面上に実績の金額を掲示する。また、謝礼の有無・金額によって評価してはならない旨を明記した上で、運転者・同行者同士が相互に評価する制度を導入する。
- 規制のサンドボックス制度により実証を行うことにより、任意であることを明示した上でサービス画面上に謝礼金の目安として実績の金額を掲示する場合には、同サービスが「有償の運送」に該当しないことを明確化する。
- 併せて、同行者へのアンケートにより、任意であることの明示がない場合や運転者による同行者の評価制度が存在する場合であっても、謝礼金の支払いに係る自発性が損なわれず、「有償の運送」に該当しないことを検証する。
- 上記により、同サービスの提供に際しては、国土交通大臣の登録又は許可が不要であることを確認する。

サンドボックス実証を申請する背景

- COVID-19やインフルエンザ等の感染症を気にしつつ、以前のとおり旅行にも出かけたいという風潮になる中、他の旅行者との接触が少なく安心して自然の中で過ごすことのできるキャンプやグランピングのニーズは高まっている。
- 本サービスによって、宿泊施設や移動手段が十分にない地域に対しても、キャンピングカーという新たな宿泊・移動手段を提供することが可能となるため、オーバーツーリズム問題の軽減や地域経済の活性化につながることが期待される。
- 本事業により、遊休資産となっているキャンピングカーが有効利用され、保有する人も増えることも見込まれる。キャンピングカーは自家発電可能な電源・水道・寝具などが揃った「動く休憩所」になる防災インフラの整備に資するもので、社会貢献性の高いものである。

申請者の準備

- 本実証のサービス内容を説明し、同行者及び運転者（以下「利用者」という。）を募集するためのWebサイト「Carstay」を構築する。謝礼金の目安として実績の金額を記載し、支払いは任意である旨を明記する。
- 利用者に利用後に回答してもらうためのアンケートを作成する。さらに、同行者、運転者がそれぞれの評価を行う仕組みを構築する。
- 当該仕組みでは、運転者が、同行者からの謝礼の有無・金額によって評価してはならない旨を明記する。

利用者の実証参加

- Webサイト「Carstay」上で、サンドボックス制度で認定された実証への参加となることと、謝礼は任意であることを画面上で確認し、同意書の同意欄にチェックを入れる。
- 「Carstay」によりマッチングされた運転者・同行者にて、キャンピングカーで旅行を行う。
- サービス利用後に、運転者・同行者がそれぞれ評価を行い、アンケートに回答する。

申請者の分析

- 謝礼金の自発性について、同行者へのアンケートにより、任意であることの明示がない場合や運転者による同行者の評価制度が存在する場合であっても、謝礼金の支払いに係る自発性が損なわれていないか検証する。



課題となった規制について

新技術等関係規定に違反しないことの考え方

- 道路運送法第2条第3号は、「旅客自動車運送事業」とは、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」と定義している。「当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものを負担する場合」は、有償の運送に当たらないとされている。
ガソリン代等の実費の負担は、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について（平成30年3月30日国自旅第338号）において有償の運送とは取り扱われないところ、本実証では、サービスを利用する運転者及び同行者がキャビングカーに相乗りし、同行者が運転者に対してガソリン代等の実費を折半して支払うものであるから、有償の運送に該当するものではない。
- 国自旅第338号において、「運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は、通常は有償とは観念され」ず、「仲介者が、Webサイト等で、謝礼の誘引文言を表示し又は謝礼の有無・金額によって利用者を評価すること等により、謝礼の支払を促す場合」等でなければ、「好意に対する自発的な謝礼」と認められ、有償の運送に当たらないとされている。
本実証では、あくまでも、Webサイト上に任意で謝礼を支払うことが可能であることを明示した上で謝礼金の目安として実績を記載しており、謝礼の誘引文言を表示すること等により、謝礼の支払いを促していないため、「好意に対する自発的な謝礼」と認められ、有償の運送に当たらず、道路運送法の規制の対象外となる。
- 同通達において、「仲介者が、Webサイト等で、謝礼の誘引文言を表示し又は謝礼の有無・金額によって利用者を評価すること等により、謝礼の支払を促す場合」は、「自発的な謝礼の趣旨の支払とはいえず、許可又は登録を要する」とされている。
本実証における評価制度は、あくまで乗車時の同行者の態度、乗車時の清潔さ、集合場所への遅刻の有無等により同行者を評価するものであり、謝礼の有無・金額によって同行者を評価してはならない旨を明示的に記載していることから、「謝礼の有無・金額によって利用者を評価すること等により、謝礼の支払を促す場合」には当たらず、道路運送法の規制の対象外になる。

〈参考〉関係法令等

法律

○道路運送法

(定義)

第二条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

2 略

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

(略)

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(登録)

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

〈参考〉関係法令等

通達

○「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平成30年3月30日国自旅第338号)

1. 道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方

道路運送法（中略）第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められている。

(略)

個々具体的な行為が、有償の運送として、許可や登録（中略）を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである。

(1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は、通常は有償とは観念されず、許可又は登録は不要である。

(略)

(注1) 原則として、予め運賃表などを定めそれに基づき金銭の收受が行われる場合には、少量の金銭といえども「任意の謝礼」には該当せず、有償となり許可又は登録を要することとなる。ただし、(3)の考え方に基づいて金額が定められている場合を除く。

(注4) あくまで自発的に謝礼の趣旨の金銭等が支払われた場合は許可又は登録は不要であるが、利用者が運転者に対してガソリン代、道路通行料の範囲内で相乗りする形態をWebサイト等で仲介するサービスについて、以下の場合には、自発的な謝礼の趣旨の支払とはいえず、許可又は登録を要する。

1) 仲介者が、Webサイト等で、謝礼の誘引文言を表示し又は謝礼の有無・金額によって利用者を評価すること等により、謝礼の支払を促す場合

(2) (略)

(3) 当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用（同種の運送を行った場合には、運送目的、運送主体を問わず発生する費用に限る。）であって、客觀的、一義的に金銭的な水準を特定できるもの（ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金。以下「特定費用」という。）を負担する場合

運送目的、運送主体にかかわらず自動車の実際の運行に要する特定費用を利用者が支払う場合は、社会通念上、通常は許可又は登録は要しないと解される。

(略)